その他告示

○文部科学省告示第六十五号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

令和八年三月二十六日

文部科学大臣　松本　洋平

指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称	指定をした日	指定の有効期間	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間
蔵王権現立像	令和八年三月十三日	令和八年三月二十七日から同年六月三十日	独立行政法人国立文化財機構奈良国立博物館 館長　井上　洋一 奈良県奈良市登大路町五〇 総本山金峯山寺 管領・金峯山修験本宗管長　五條　良知 奈良県吉野郡吉野町吉野山二四九八 株式会社読売新聞　大阪本社 執行役員事業局長　米原　伸美 大阪府大阪市北区野崎町五―九 日本放送協会 理事・大阪放送局長　平　匠子 大阪府大阪市中央区大手前四―一―二〇 株式会社ＮＨＫエンタープライズ 執行役員・近畿総支社長　堀岡　淳 大阪府大阪市中央区谷町三―一―一八	独立行政法人国立文化財機構奈良国立博物館 奈良県奈良市登大路町五〇 令和八年四月十日から同年六月七日

備考　指定美術品等の関係書類を文化庁企画調整課に備え置いて縦覧に供するとともに、文化庁ホームページに掲載する。

○厚生労働省告示第百十四号

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）第二十六条第一項の規定に基づき、令和八年度の血液製剤の安定供給に関する計画を次のように策定したので、同条第六項の規定により告示し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月二十六日

厚生労働大臣　上野賢一郎

令和八年度の血液製剤の安定供給に関する計画

本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号。以下「法」という。）第二十六条第一項の規定に基づき定める令和八年度の血液製剤（同項に規定する血液製剤をいう。以下同じ。）の安定供給に関する計画であり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成三十一年厚生労働省告示第四十九号）に基づくものである。

これにより、血液製剤の需要と供給等の動向を把握し、本計画に沿った製造、輸入等が行われることを確実なものとするとともに、供給等の実績をきめ細かく把握し、適時、適切に対応できる体制を構築するものとする。

なお、本計画において、次の各号に掲げる血液製剤は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　アルブミン　加熱人血漿（しょう）たん白及び人血清アルブミン

二　組織接着剤　フィブリノゲン加第ＸⅢ因子及びフィブリノゲン配合剤

三　血液凝固第Ⅷ因子　乾燥濃縮人血液凝固第Ⅷ因子、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子及び抗血液凝固第Ⅸａ／Ｘ因子ヒト化二重特異性モノクローナル抗体

四　血液凝固第Ⅸ因子　乾燥人血液凝固第Ⅸ因子複合体（国内で製造されるものに限る。）、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子及び遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子